

「インターネットと人権」

今週は、インターネットと人権について考えてみましょう。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛期間中、進んだのがインターネット利用のオンライン活動です。丹波市でも市内小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット整備の予算が計上されています。最近では、高齢のシニア層も電話通信だけの端末からスマートフォンに機種変更をして、LINEやFacebookで友人知人と繋がっている方も増えています。このような状況で、考えなければならないのが「プライバシーの保護」そして「表現の自由」という人権に関わる問題です。

皆さんは「デジタルタトゥー」という言葉をご存知でしょうか。一度ネット上に公開された情報は、なかなか消すことができないことを表しています。万が一、不利益な情報が公開されてしまっても、体に刻まれた「タトゥー」のように消せないままずっと残り続けることになります。

そして、この不利益な情報が、ネット上でのやりとりだけでなく、実生活に影響を及ぼすことがあります。実例として、婚約者の家族が相手の実名を検索したら、以前の恋人との性的な写真や動画が出てきて、結婚が破談になった。学生時代の悪ふざけの動画や投稿を発見されて就職活動に影響した・・・ということがあがっています。本人だけでなく、家族も巻き込まれてしまうケースも後を立ちません。特別な人の話ではなく、身近な問題となっているのです。

インターネットは気軽に使えるツールですが、どんどん進化していて、注意も必要です。

SNSでは、投稿した場所が「～町付近」といった具合で公開され、スマートフォン（高性能携帯電話）ならGPS（衛星利用測位システム）機能で位置情報がわかります。パソコンでもネット上の住所である「IPアドレス」で大まかな位置を把握でき、自宅だと住所がわかります。さらに知人が投稿した画像にご自身の顔が掲載され、顔認識（タグ付け）されてしまえば…。自ら個人情報を大公開しているのと同じことになります。インターネットを利用していれば、だれもが情報を開示しています。極端な話、危険と隣り合わせ、犯罪に使われる恐れもあるのです。

では、どのように人権を守っていけばいいのでしょうか。まずは、SNSや動画投稿サイトへの安易な書き込みなどは控えましょう。書き込まれる場合は、ネットの向こう側に人がいることを意識して、傷つける人がないか、個人情報を載せてないかを一旦考える必要があります。また、誰かを非難するような内容、性的な写真や動画の投稿は絶対にしないでください。特に画像、動画は海外サイトへも拡散していきやすいので削除はほぼ不可能とされています。そして、他人の投稿に反応しすぎないようにしましょう。

誰もが気軽に使えるようになったインターネットですが、中には悪用されることがあることも注意して、必要最小限の個人情報開示で利用していきましょう。

